

# 平成23年度高知県公立小・中学校（高知市立養護学校を含む）

## 及び高知県立学校校長・副校長任用候補者選考審査実施要項

### 1 目 的

この選考審査は、平成23年度の高知県公立小・中学校（高知市立養護学校を含む。）及び高知県立学校の校長又は副校長の任用候補者を選考するための資料を得ることを目的とする。

### 2 選考審査の対象者

次の(1)から(5)までの職員で、下のア又はイの要件のいずれかに該当する者とする。

(対象職員)

- (1) 高知県内の公立学校の教頭（国立大学法人高知大学の附属学校の副校長を含む。以下同じ。）に平成23年3月末で通算して2年以上在職する者
- (2) 高知県内の市町村（学校組合）教育委員会の事務局又は教育機関（学校を除く。以下同じ。）に勤務する職員のうち、高知県内の公立学校の教頭の在職歴がある者で、その在職歴を含めて平成23年3月末で通算して2年以上在職する者（(3)に該当する者を除く。）又は独立行政法人の教育機関に勤務する職員のうち、別途定める職に在職する者
- (3) 高知県内の市町村（学校組合）教育委員会の事務局若しくは教育機関又は独立行政法人の教育機関に勤務する職員のうち、別途定める職に在職する者
- (4) 高知県教育委員会の事務局又は教育機関に勤務する職員のうち、次に掲げる者
  - (i) 高知県内の公立学校の教頭の在職歴がある者で、その在職歴を含めて平成23年3月末で通算して2年以上在職する者
  - (ii) 高知県教育長が教頭に相当すると認める職に平成23年3月末で通算して2年以上在職する者
- (5) 高知県の出先機関又は高知県知事の所管する団体等に勤務する職員のうち、(1)から(4)までに規定する者と同等の職歴を有する者

(要件)

- ア 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による教諭の普通免許状を有し、平成23年度3月末で、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第20条に規定する職（以下「教育に関する職」という。）に5年以上ある者
- イ 平成23年3月末で、教育に関する職に10年以上ある者

### 3 選考審査の区分

- ア 「2 選考審査の対象者」の(1)及び(2)に定める者については、「6 選考審査」に定める選考審査（一般選考審査）とする。
- イ 「2 選考審査の対象者」の(3)、(4)及び(5)に定める者については、別途定める特別選考審査要項による特別選考審査とする。

### 4 出願手続等

#### (1) 願書等の提出

選考審査への出願は、小・中学校又は県立学校のいずれか一つに限って出願するものとし、出願に当たっては次の書類を学校長又は所属長に提出するものとする。

ただし、平成22年度任用候補者選考審査（平成21年度実施）に平成21年に出願した

者は、同審査の審査結果は2年間有効であり、本年度の出願を要しない。

ア 選考審査願書

イ 自己評価書（本人密封）

(2) 願書等の進達

(1)により願書等の提出を受けた学校長又は所属長は、提出期限までに市町村(学校組合)立学校にあつては市町村(学校組合)教育長を経由し、また、県立学校長及びその他の所属長にあつては直接、高知県教育委員会事務局教育政策課長あて送付するものとする。

(3) 提出期限

①一般選考審査：平成22年8月13日（金）（必着）

②特別選考審査：提出期限を含め、別途所属長あて通知する。

## 5 所見書（評価書）の提出

(1) 高知県教育長は、選考審査の出願者（平成22年度任用候補者選考審査の出願者を含む。）について、市町村（学校組合）立学校の職員にあつては学校長及び市町村（学校組合）教育長に、県立学校の職員にあつては学校長に、その他の職員にあつては所属長に、所見書の提出を求める。

(2) 所見書の様式及び提出時期については、別途通知する。

## 6 選考審査

選考審査は、下記のとおりとする。

(1) 審査内容及び日程

① 筆記審査

(i) 審査日時：平成22年9月5日（日）

13:50～14:20 受付

14:20～14:30 説明

14:30～16:00 筆記審査（選択、記述式（法令問題等）及び論文式）

(ii) 審査会場 ① 高知県教育センター本館

高知市大津乙181

【連絡先】 高知県教育委員会事務局教育政策課 TEL 088-821-4568

② 西部教育事務所

四万十市中村山手通19

【連絡先】 高知県教育委員会事務局教育政策課 TEL 088-821-4568

(iii) その他：文部科学法令要覧など判例・解説のない法令集の持込みを認める。

② 面接審査

筆記審査を受審した者のうちから筆記審査結果及び所見書等による総合的な選考により面接審査対象者を決定し、当該者を対象に1回の面接審査を実施する。

面接審査日時及び審査会場は、別途通知する。

(2) 審査結果の有効期間

(1)②の面接審査の審査対象者となった者については、筆記審査の審査結果は、2年間継続するものとし、有効期限内における当該者の選考については、この審査結果を活用する。

(3) その他

平成22年度任用候補者選考審査（平成21年度実施）に平成21年に出願した者の審査結果は2年間有効であり、当該者については、その審査結果をもって(1)①及び②に代えて選考する。

## 7 副校長への任用等について

(1) 副校長の任用については、「6 選考審査」の(1)②の面接審査の審査対象者となった者のうちから任用するものとする。

なお、副校長は1年間以上の勤務実績を経て、以後校長任用の候補者となる。その後の校長任用に当たっては、当該者の適性等により任用の判断を行うこととなる。

(2) 校長・副校長への任用に当たっては、出願した校種と異なる校種に任用される場合がある。

## 8 その他

上記1から7までに規定するもののほか、校長任用の選考の取扱いについては、次のとおりとする。（高知県内の公立学校の校長の在職歴があり、選考の必要なく任用の対象となる場合を除く。）

ア 高知県教育委員会の事務局又は教育機関に勤務する職員のうち、高知県教育長が校長に相当する職と認める職に在職する者については、校長任用の候補者とする。

イ 高知県内の公立学校の副校長として1年間以上の勤務により校長任用候補者となる者について校長任用を行うに当たっては、別途所属長あて通知する。